厚生労働省
愛知労働局

Press Release

愛　知　労　働　局　発　表 令和４年 10 月 27 日（木）

令和４年 10 月 27 日
【照会先】
愛知労働局労働基準部監督課
監督課長　　秋山　茂
地方労働基準監察監督官　佐野　晃
電話　052－972－0253

報道関係者　各位

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンを実施～

愛知労働局（局長　代田（しろた） 雅彦（まさひこ））では、11 月の「過労死等防止啓発月間」における取組として、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどを実施します。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について県民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

取組概要

１　「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施（別添１）

日時：令和４年 11 月 30 日（水）　14 時 00 分～16 時 30 分（受付 13 時 30 分～）

場所：名古屋市中小企業振興会館７階メインホール
（名古屋市千種区吹上二丁目６番３号）

２　「過重労働解消キャンペーン」の実施（別添２）

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

また、県民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

【別添１】過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内
【別添２】令和４年度過重労働解消キャンペーン概要

別添１

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

愛知会場

過労死等防止対策推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

**過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ**

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の
労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が
損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方の
ご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、
防止対策について探ります。

日時

2022年11月30日(水)

14：00～16：30（受付13：30～）

会場

**名古屋市中小企業振興会館
7F メインホール**

（名古屋市千種区吹上二丁目6番3号）

参加無料
事前申込

基調講演

**「ハラスメントから来る
労働関係疾患をなくすために」**

静岡社会健康医学大学大学院 准教授　**天笠 崇** 氏

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行い実施いたします。感染拡大の状況により、開催方法が変更になる場合や、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。最新の情報は特設ホームページにてご確認ください。なお、参加には事前申し込みが必要です。

▼特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム　検索

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省
後援：愛知県、名古屋市、愛知県弁護士会
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

愛 知 会場

［愛知労働局からの報告］
「労働施策総合推進法に定める 紛争解決援助について」
愛知労働局　雇用・環境均等部指導課

［基調講演］
「ハラスメントから来る 労働関係疾患をなくすために」
天笠　崇 氏（静岡社会健康医学大学大学院 准教授）

［映像］同朋高等学校放送部制作 映像ドキュメンタリー「過労自殺」

［過労死遺族の声］
佐戸 恵美子 さん（東京過労死を考える家族の会）

天笠 崇 氏
静岡社会健康医学大学院大学 准教授

代々木病院精神科医、代々木病院EAPケアシステムズ顧問、働くもののいのちと健康を守る東京センター理事長、北里大学医学部大学院環境医科学群労働衛生学非常勤講師、(一社)SST普及協会事務局長
【専門領域】
社会健康医学、精神保健学、労働精神医学、精神医学、京都大学（社会健康医学博士）、認定産業医・労働衛生コンサルタント、精神保健指定医、日本精神神経学会専門医・指導医、(一社)SST普及協会認定講師

会場のご案内

名古屋市中小企業振興会館
7F メインホール
（名古屋市千種区吹上二丁目6番3号）

・地下鉄「吹上」下車 5番出口より徒歩7分
・市バス「吹上」下車 徒歩5分

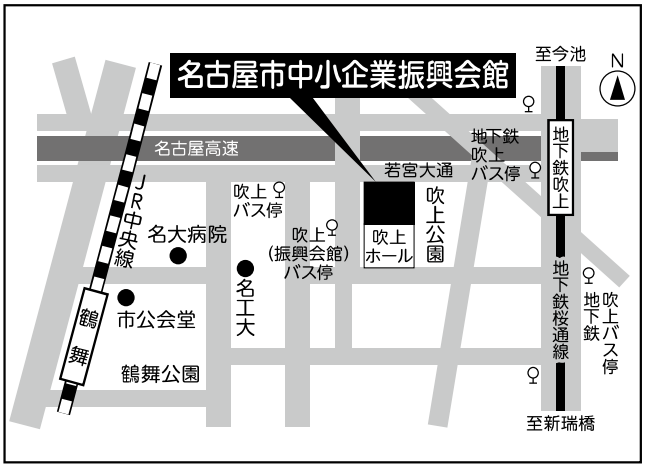

参加申込について

▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。
尚、定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。

●Webからの申し込み：

二次元バーコードを読み込んで下さい。

▼ 特設ホームページはこちら
過労死等防止対策推進シンポジウム　検索
https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。 **FAX番号 052-915-1523**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。
□ 経営者　□ 会社員　□ 公務員　□ 団体職員　□ 教職員　□ 医療関係者　□ 弁護士
□ 社会保険労務士　□ パート・アルバイト　□ 学生　□ 過労死等の当事者・家族
□ その他　［　　］

お 名 前 5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連 絡 先	●TEL：	●FAX：
	●E-mail：	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク
電　話：0570-070-072
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

令和４年度過重労働解消キャンペーンの概要

～長時間労働の削減に向けた監督指導などを実施～

１　具体的な取組

⑴　労使団体等への協力要請

県下の各労使団体に対して、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組とともに、勤務間インターバル制度等の導入、年次有給休暇の取得促進に向けた協力要請の他、各企業での長時間労働の削減の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない「しわ寄せ」を生じさせないよう取引上の配慮を要請します。

⑵　労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

県内において、長時間労働削減や働き方改革に向けて積極的に取り組んでいる企業へ労働局長が訪問し、企業における長時間労働の削減に向けた取組事例を収集するとともに、広報・ホームページ掲載等により広く紹介します。

⑶　重点監督の実施

長時間労働が行われていると考えられる事業場などに対し、重点的な監督指導を行います。

⑷　過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日の設定

令和４年 11 月１日（火）、２日（水）、４日（金）及び５日（土）の４日間を過重労働相談受付集中期間とし、愛知労働局及び愛知県内の労働基準監督署の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。

また、令和４年 11 月５日（土）を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、<u>労働基準監督官</u>による無料電話相談を実施します。

《過重労働解消相談ダイヤル》

なくしましょう　ながい残業

電話番号：０１２０－７９４－７１３（フリーダイヤル）

実施日時：令和４年 11 月５日（土）９：00～17：00

※ 相談先や情報提供受付窓口は、別紙「過重労働相談受付集中期間」をご参照ください。

⑸　過重労働解消のためのセミナー

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、12 月中旬まで会場またはオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（詳細は下記 HP をご覧ください。）

［**専用ホームページ**］ https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/

別紙

過重労働相談受付集中期間

11月1日（火）・2日（水）・4日（金）・5日（土）の４日間

過重労働をはじめとした労働条件などの相談を集中的に受け付けます。

<table>
<tr><td rowspan="2">11月1日（火）
11月2日（水）
11月4日（金）</td><td>8時30分～17時15分
愛知労働局労働基準部監督課
又は労働基準監督署
（電話・窓口）</td><td>17時00分～ 22時00分
労働条件相談ほっとライン
☎　0120-811-610</td></tr>
<tr><td rowspan="2">11月5日（土）</td><td colspan="2">9時00分～17時00分
【過重労働解消相談ダイヤル】
☎　0120-794-713</td></tr>
<tr><td colspan="2">9時00分～21時00分
労働条件相談ほっとライン
☎　0120-811-610</td></tr>
</table>

■「労働条件相談ほっとライン」（厚生労働省委託事業）
平日夜間・土日・祝日に、労働条件に関する相談を無料で受け付けています。
[電話番号]０１２０－８１１(はい！)－６１０(労働)
[相談対応時間・曜日]月～金17：00～22：00、土日・祝日９：00～21：00
[URL] https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/

■「労働基準関係情報メール窓口」
労働基準法などの問題がある事業場に関する情報を受け付けています。
[URL]https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

11月１日（火）から11月５日（土）（11月３日（木）を除く。）までを「過重労働相談受付集中期間」とし、労働条件に関する相談や労働基準法などの問題がある事業場の情報を積極的に受け付けています。

相談先	所在地	電話番号
愛知労働局労働基準部 監督課	〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 （名古屋合同庁舎2号館2階）	☎052-972-0253
名古屋北労働基準監督署	〒461-8575 名古屋市東区白壁１-15-1 （名古屋合同庁舎第３号館８階）	☎052-961-8653
名古屋東労働基準監督署	〒468-8551 名古屋市天白区中平5-2101	☎052-800-0792
名古屋南労働基準監督署	〒455-8525 名古屋市港区港明1-10-4	☎052-651-9207
豊橋労働基準監督署	〒440-8506 豊橋市大国町111 （豊橋地方合同庁舎6階）	☎0532-54-1192
名古屋西労働基準監督署	〒453-0813 名古屋市中村区二ツ橋町3-37	☎052-481-9533
岡崎労働基準監督署	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 （岡崎合同庁舎5階）	☎0564-52-3161
岡崎労働基準監督署 西尾支署	〒445-0072 西尾市徳次町下十五夜13	☎0563-57-7161
一宮労働基準監督署	〒491-0903 一宮市八幡4-8-7 （一宮労働総合庁舎2階）	☎0586-45-0206
半田労働基準監督署	〒475-8560 半田市宮路町200-4 （半田地方合同庁舎3階）	☎0569-21-1030
刈谷労働基準監督署	〒448-0858 刈谷市若松町1-46-1 （刈谷合同庁舎3階）	☎0566-21-4885
豊田労働基準監督署	〒471-0867 豊田市常盤町3-25-2	☎0565-35-2323
瀬戸労働基準監督署	〒489-0881 瀬戸市熊野町100	☎0561-82-2103
津島労働基準監督署	〒496-0042 津島市寺前町3-87-4	☎0567-26-4155
江南労働基準監督署	〒483-8162 江南市尾崎町河原101	☎0587-54-2443